

沖縄県家畜人工授精適正化会議設置要領

(目 的)

第1条 沖縄県家畜人工授精適正化会議（以下「会議」という。）は令和元年度、久米島町で発生した肉用牛血統不一致事案を踏まえ、その事実確認および家畜市場の信頼確保ならびに家畜人工授精師業務の適正化に向けた取り組み等を協議し、もって本県肉用牛の振興を図ることを目的とする。

(協 議 事 項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 久米島町肉用牛血統不一致事案の徹底した事実確認に関する事
- (2) 県内で活動する家畜人工授精師の調査・検査等に関する事
- (3) 再発防止対策に関する事
- (4) 家畜市場の信頼確保対策に関する事
- (5) その他特に必要と認める事項

(組 織)

第3条 会議は、会長、副会長および委員をもって組織し、会長は沖縄県農林水産部畜産課長、副会長はJAおきなわ畜産部長とし、委員は別表1に掲げる機関・団体の職にあるものをもって充てる。

- 2 会長は、会議を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職を代行する。
- 4 会議の下部組織として、北部、中南部、宮古、八重山のそれぞれの地域に地域家畜人工授精適正化会議（以下「地域会議」という。）を置く。
- 5 久米島町肉用牛血統不一致事案の徹底した事実の解明を行うため、調査チームを設置し、調査内容を会議に報告するものとする。

(会 議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席出来ない委員は、代理者を出席させることができる。
- 3 地域会議は、会議の決定事項等について、取り組むものとする。

- 4 会長が、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求めることができる。
- 5 会議で協議・決定した事項については、「沖縄県畜産振興対策協議会（会長：JA沖縄中央会会長）」に報告し、助言等を求めるものとする。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、沖縄県農林水産部畜産課に置くものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

付 則

この設置要綱は、令和2年3月26日から施行する。

別表1 家畜人工授精適正化会議

組 織	役 職	備 考
沖縄県	畜産課長	会長
沖縄県農業協同組合	畜産部長	副会長
沖縄県農業協同組合中央会		委員
沖縄県農業共済組合	部長	委員
沖縄県家畜改良協会	事務局長	委員
沖縄県家畜人工授精師協会	会長	委員
沖縄県畜産振興公社	副参事	委員

沖縄県家畜人工授精適正化会議組織図

